

国務院独占禁止委員会による 知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン

(2019年1月4日)

第一章 総則

第一条 ガイドラインの目的と根拠

独占禁止と知的財産権の保護は、競争保護と革新激励、経済運営効率の向上、消費者利益と社会公共利益の保護という共通の目標を持つ。『中華人民共和国独占禁止法』(以下、『独占禁止法』という)によると、経営者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為は、『独占禁止法』が適用されない。しかし、経営者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為は、『独占禁止法』が適用される。

経営者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為は、独立した独占行為ではない。経営者が知的財産権を行使したり、関連行為に従事したりする際に、独占合意を達成または実施し、市場支配的地位を濫用したり、競争への排除・制限効果を有するまたは有し得る経営者集中を実施した場合には、知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為を構成する可能性がある。知的財産権の濫用行為に対して『独占禁止法』を適用するための指針を提供し、独占禁止法執行の透明性を高めるために、『独占禁止法』、『国務院独占禁止委員会による関連市場の定義に関するガイドライン』(以下、『関連市場の定義に関するガイドライン』という)などの法律規定に基づいて、本ガイドラインを制定する。

第二条 分析の原則

経営者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限したかどうかを分析するにあたっては、以下の基本的原則に従う。

- (一) 他の財産的権利と同一の規制基準を採用し、『独占禁止法』に係る規定に従うこと。
- (二) 知的財産権の特徴を考慮すること。
- (三) 経営者が知的財産権を保有することを理由に、それが関連市場において市場支配的地位を有していると推定されないこと。
- (四) 個別具体的な状況に応じて、関連行為が効率と革新に与える積極的な影響を考慮すること。

第三条 分析思想

経営者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限したかどうかを分析するにあたっては、通常、以下の思想に従う。

- (一) 行為の特徴と表現形式を分析する。

経営者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為は、知的財産権を行使する行為である可能性があり、知的財産権の行使に係る行為である可能性もある。通常、経営者の行為の特徴と表現形式に基づいて、構成し得る独占行為を分析する。

(二) 関連市場を定義する。

関連市場を定義するにあたっては、通常、関連市場を定義するための基本的な根拠と一般的な方法に従うと同時に知的財産権の特殊性を考慮する。

(三) 行為が市場競争に与える排除・制限の影響を分析する。

行為が市場競争に与える排除・制限の影響を分析するにあたっては、通常、市場競争状況を踏まえて、具体的な行為を分析する必要がある。

(四) 行動が革新と効率に与える積極的な影響を分析する。

経営者の行為は、革新と効率に対して技術の伝播利用の促進、資源の利用効率の向上など積極的な影響を与える可能性がある。上記の積極的な影響を分析するにあたっては、それが本ガイドライン第六条に規定する条件を満たすかどうかを考慮する必要がある。

第四条 関連市場

知的財産権は直接、取引の対象とすることもできるし、商品やサービス(以下、「商品」と総称する)の提供にも利用可能である。通常、『関連市場の定義に関するガイドライン』に基づいて関連市場を定義する必要がある。関連商品市場を定義するだけでは行為が競争に与える影響を全面的に評価することが困難な場合、関連技術市場を定義することが必要となる可能性がある。個別具体的な状況に応じて、行為が革新や研究開発などの要素に与える影響をも考慮することができる。

関連技術市場とは、需要者が比較的強い代替関係にあると考えられる 1 組または 1 種類の技術から構成される市場をいう。関連技術市場を定義するにあたっては、技術の属性、用途、ロイヤリティ、互換性、関連知的財産権の期限、需要者が他の代替関係にある技術に転じる可能性やコストなどの要素を考慮することができる。通常、異なる技術を利用して代替関係にある商品を提供することができる場合は、これらの技術は代替関係にある可能性がある。ある技術が知的財産権に係る技術と代替関係にあるかどうかを判断する際には、当該技術の現在の応用分野だけでなく、その潜在的な応用分野も考慮する必要がある。

関連市場を定義するにあたっては、関連地域市場を定義するとともに、知的財産権の地域性を考慮する必要がある。関連取引が複数の国や地域に及ぶ場合には、さらに取引条件が関連地域市場の定義に与える影響についても考慮する必要がある。

第五条 競争への排除・制限の影響を分析する際の考慮要素

(一) 市場の競争状況を評価するにあたっては、業界の特徴と業界の発展状況、主要な競争者とその市場シェア、市場集中度、市場参入の難易度、取引相手先の市場地位および関連知的財産権への依存度、関連技術の更新、発展傾向および研究開発状況などの要素を考慮することができる。

関連技術市場における経営者の市場シェアを計算するにあたっては、個別具体的な状況に応じて、その技術を利用して生産した商品の関連市場におけるシェアや、当該技術のロイヤリティ収入が関連技術市場の総ロイヤリティ収入に占める比重、代替関係にある技術の数などを考慮することができる。

(二) 具体的な行為を分析するにあたっては、経営者間の競争関係や、経営者の市場シェアおよび市場に対する支配力、行為が生産量、地域、消費者などの方面に制限を与える時間、範囲と程度、行為が市場参入障壁を設定または高める可能性、行為による技術革新、伝播と発展の阻害、行為による業界発展の阻害、行為が潜在的な競争に与える影響などの要素を考慮することができる。

経営者間の競争関係を判断するにあたっては、個別具体的な状況に応じて、その行為がない場合に、経営者が実際または潜在的な競争関係にあるかどうかを考慮することができる。

第六条 競争への積極的な影響が満たすべき条件

通常、経営者の行為が革新と効率に与える積極的な影響は、以下の条件を同時に満たす必要がある。

- (一) 当該行為が、革新の促進、効率の向上と因果関係にあること。
- (二) 他の革新の促進、効率の向上に係る行為と比べ、経営者の合理的な商業選択範囲内で、当該行為による市場競争への排除・制限の影響がより小さいこと。
- (三) 当該行為が、市場競争を排除したり、深刻に制限したりしないこと。
- (四) 当該行為が、他の経営者の革新を大きく阻害しないこと。
- (五) 消費者が、革新の促進、効率の向上により生じた利益を共有することができること。

第二章 競争を排除・制限し得る知的財産権に係る合意

知的財産権に係る合意、特に共同研究開発、クロスライセンスなどは通常、革新を激励し、競争を促進する効果があり、合意の種類によってプラスの影響は異なる。しかし、知的財産権に係る合意は、市場競争に対する排除・制限の影響を与える可能性もあるため、『独占禁止法』第二章の規定が適用される。

第七条 共同研究開発

共同研究開発とは、経営者が技術、製品などを共同開発したり、研究開発成果を利用したりする行為をいう。共同研究開発は通常、研究開発コストを節約し、研究開発効率を高めることができるが、市場競争に対する排除・制限の影響を与える可能性もある。分析時には、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 経営者が共同研究開発と無関係な分野において、独立して、或いは、第三者と連携して研究開発を行うことを制限するかどうか。
- (二) 経営者が共同研究開発の完了後に後続の研究開発を行うことを制限するかどうか。
- (三) 経営者が共同研究開発と無関係な分野で研究開発した新技術または新製品に係る知的財産権の帰属と行使を限定するかどうか。

第八条 クロスライセンス

クロスライセンスとは、経営者が各自で保有する知的財産権を相互にライセンスすることをいう。クロスライセンスは通常、知的財産権のライセンスのコストを低減し、知的財産権の実施を促進することができるが、市場競争に対する排除・制限の影響を与える可能性もある。分析時には以下の要素を考慮することができる。

- (一) 排他的ライセンスであるかどうか。
- (二) 第三者の市場参入の障壁を構成するかどうか。
- (三) 川下市場の競争を排除・制限するかどうか。
- (四) 関連商品のコストが向上するかどうか。

第九条 排他的グラントバックと独占的グラントバック

グラントバックとは、ライセンシーがライセンスされた知的財産権を利用して実施した改良、またはライセンスされた知的財産権を用いて得られた新しい成果についてライセンサーに権利付与することをいう。グラントバックは通常、新しい成果への投資と運用を推進することができるが、排他的グラントバックと独占的グラントバックはライセンシーの革新意欲を低下させ、市場競争に排除・制限の影響を与える可能性がある。

ライセンサーまたはその指定した第三者とライセンシーのみがグラントバックの改善または新しい成果を実施する権利がある場合、このようなグラントバックは排他的である。ライセンサーまたはその指定した第三者のみがグラントバックの改善または新しい成果を実施する権利がある場合、このようなグラントバックは独占的である。通常、独占的グラントバックは排他的グラントバックよりも競争を排除・制限する可能性が高い。排他的グラントバックと独占的グラントバックが市場競争に与える排除・制限の影響を分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一) ライセンサーがグラントバックについて実質的な対価を提供するかどうか。
- (二) ライセンサーとライセンシーがクロスライセンスにおいて相互に独占的グラントバックまたは排他的グラントバックを要求するかどうか。
- (三) グラントバックが改良または新しい成果を単一の経営者に集中させ、市場支配力を獲得または増強させるかどうか。
- (四) グラントバックがライセンシーの改善への積極性に影響を与えるかどうか。

ライセンサーがライセンシーに上記の改良または新しい成果をライセンサーまたはその指定した第三者に譲渡するよう要求した場合、当該行為が競争を排除・制限するかどうかを分析する際には、同様に上記の要素を考慮する。

第十条 不爭義務条項

不爭義務条項とは、知的財産権のライセンスに係る合意において、ライセンサーがライセンシーにその知的財産権の有効性に異議を申し立ててはならないことを要求する条項をいう。不爭義務条項が市場競争に与える排除・制限の影響を分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一) ライセンサーがすべてのライセンシーにその知的財産権の有効性を疑問視しない

ことを要求するかどうか。

(二) 不爭義務条項に係る知的財産権のライセンスが有償であるかどうか。

(三) 不爭義務条項に係る知的財産権が川下市場の参入障壁を構成する可能性があるかどうか。

(四) 不爭義務条項に係る知的財産権が他の競争的知的財産権の実施を阻害するかどうか。

(五) 不爭義務条項に係る知的財産権のライセンスが排他的であるかどうか。

(六) ライセンシーがライセンサーの知的財産権の有効性を疑問視した場合、これにより重大な損失を受ける可能性があるかどうか。

第十一条 標準制定

本ガイドラインでいう標準制定とは、経営者が一定の範囲内で統一的に実施される知的財産権に係る標準を共同で制定するかまたはその制定に参加することをいう。標準制定は異なる製品間の汎用性を実現し、コストを下げ、効率を高め、製品の品質を保証することに役立つ。しかし、競争関係にある経営者が共同で標準制定に参加する場合、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

(一) 正当な理由なく、他の特定の経営者を排除するかどうか。

(二) 正当な理由なく、特定の経営者の関連提案を排除するかどうか。

(三) 他の競争的標準を実施しないことを約束したかどうか。

(四) 標準に含まれる知的財産権の行使には必要かつ合理的な制約メカニズムがあるかどうか。

第十二条 その他の制限

経営者は、知的財産権をライセンスする場合、次の制限事項に該当する可能性がある。

(一) 知的財産権の使用分野を制限する。

(二) 知的財産権を利用して提供される商品の販売または伝播ルート、範囲または対象を制限する。

(三) 経営者が知的財産権を利用して提供する商品数を制限する。

(四) 経営者が競争関係にある技術を使用するか、競争関係にある商品を提供することを制限する。

これらの制限は通常、商業的合理性があり、効率を向上させ、知的財産権の実施を促進することができるが、市場競争に排除・制限の影響を与える可能性もある。分析時には、以下の要素を考慮することができる。

(一) 制限される内容、程度および実施形態。

(二) 知的財産権を利用して提供される商品の特徴。

(三) 制限と知的財産権のライセンス条件との関係。

(四) 複数の制限が含まれているかどうか。

(五) 他の経営者が保有する知的財産権が代替関係にある技術に係る場合、他の経営者が

同一または類似の制限を実施するかどうか。

第十三条 セーフハーバールール

法執行効率を高め、市場主体に明確な期待を提供するために、セーフハーバールールを設定する。セーフハーバールールとは、経営者が次の条件のいずれかを満たしている場合、通常、それが達成した知的財産権に係る合意を『独占禁止法』第十三条第一項第六号および第十四条第三号に規定する独占合意と認定しないことをいう。但し、その合意が市場競争に対する排除・制限の影響を与えることを証明する逆の証拠がある場合を除く。

(一) 競争関係にある経営者の関連市場における市場シェアの合計が 20%以下の場合。

(二) 知的財産権に係る合意の影響を受けたいずれの関連市場における経営者と取引相手先の市場シェアがいずれも 30%以下の場合。

(三) 関連市場における経営者のシェアが把握しにくい、または市場シェアが経営者の市場地位を正確に反映できないが、関連市場には、合意当事者が支配する技術を除いて、合理的なコストで得ることができ、他の経営者が独立して支配できる代替関係にある技術が 4 つ以上存在する場合。

第三章 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為

知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為の認定には、『独占禁止法』第三章の規定を適用する。通常の場合、まず関連市場を定義し、経営者が関連市場で市場支配的地位を有しているかどうかを認定し、更に個別具体的な状況に応じて、当該行為が「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為」を構成するかどうかを具体的に分析する。

第十四条 知的財産権と市場支配的地位の認定

経営者が知的財産権を保有することは、必ずしも市場支配的地位を有していることを意味しない。知的財産権を保有する経営者が関連市場で支配的地位を有しているかどうかを認定するにあたっては、『独占禁止法』第十八条、第十九条に規定する「経営者が市場支配的地位を有していると認定または推定できる要素と状況」に基づいて、分析を行わなければならない。知的財産権の特徴を踏まえて、さらに以下の要素を具体的に考慮することができる。

(一) 取引相手先が代替関係にある技術または商品などに転じる可能性と転換コスト。

(二) 知的財産権を利用して提供される商品に対する川下市場の依存度。

(三) 経営者に対する取引相手先の抑制能力。

第十五条 不公平な高値による知的財産権のライセンス

市場支配的地位を有している経営者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高値で知的財産権をライセンスし、競争を排除・制限する可能性がある。それが市場支配的地位の濫用行為を構成するかどうかを分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一)ロイヤリティの算出方法、および知的財産権の関連商品価値への貢献度。
- (二)経営者の知的財産権のライセンスに対する承諾。
- (三)知的財産権のライセンス履歴または比較可能なロイヤリティ基準。
- (四)知的財産権の地域範囲またはカバーされた商品範囲を超えてロイヤリティを徴収することなどを含む不公平な高値をもたらすライセンス条件。
- (五)包括ライセンスの際に期限切れまたは無効な知的財産権についてロイヤリティを徴収するかどうか。

経営者が不公平な高値で標準必須特許をライセンスしているかどうかを分析する際には、関連標準に適合した商品が負担している全体のロイヤリティ状況およびそれが関連産業の正常な発展に与える影響も考慮することができる。

第十六条 知的財産権のライセンス拒否

ライセンス拒否は、経営者が知的財産権を行使する表現形式の一つであり、一般的に、経営者は競争相手や取引相手先との取引義務を負わない。しかし、市場支配的地位を有している経営者が、正当な理由なく知的財産権のライセンスを拒否した場合には、市場支配的地位の濫用行為を構成し、競争を排除・制限するものとなる可能性がある。具体的に分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一)経営者が当該知的財産権のライセンスについて行った承諾。
- (二)他の経営者が関連市場に参入する際に当該知的財産権のライセンスを取得する必要があるかどうか。
- (三)関連知的財産権のライセンス拒否が市場競争と経営者の革新に与える影響と程度。
- (四)拒否された者が合理的なロイヤリティを支払う意思と能力などが不足しているかどうか。
- (五)経営者が、拒否された者に対して合理的な申出をしたことがあるかどうか。
- (六)関連知的財産権のライセンス拒否が消費者の利益または社会公共の利益を損なうかどうか。

第十七条 知的財産権に係る抱き合わせ販売

知的財産権に係る抱き合わせ販売とは、知的財産権のライセンス、譲渡に際して、経営者が他の知的財産権のライセンス、譲渡を受けるか、または他の商品を受け入れることを条件とすることをいう。知的財産権の包括ライセンスは、抱き合わせ販売の一種になり得るものである。市場支配的地位を有している経営者が、正当な理由なく、上記の抱き合わせ販売行為をすることにより、競争を排除・制限する可能性がある。

知的財産権に係る抱き合わせ販売が市場支配的地位の濫用行為を構成するかどうかを分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一)取引相手先の意思に反するかどうか。
- (二)取引慣行または消費習慣に適合しているかどうか。
- (三)関連知的財産権または商品の性質の違いおよび相互関係を無視するかどうか。

(四) 技術互換性、製品安全、製品性能などの実現に必要な不可欠な措置であるなど、合理性と必要性があるかどうか。

(五) 他の経営者の取引機会を排除・制限するかどうか。

(六) 消費者の選択権を制限するかどうか。

第十八条 知的財産権に係る不合理な取引条件の付加

市場支配的地位を有している経営者が、正当な理由なく、知的財産権に係る取引に次のような取引条件を付加した場合、競争を排除・制限する効果が生じる可能性がある。

(一) 独占的グラントバックまたは排他的グラントバックを要求する場合。

(二) 取引相手先がその知的財産権の有効性を疑問視することを禁止するか、または取引相手先がそれを相手取って知的財産権侵害訴訟を提起することを禁止する場合。

(三) 取引相手先が自己所有の知的財産権を実施することを制限し、取引相手先が競争関係にある技術または商品を利用または研究開発することを制限する場合。

(四) 期限が満了したまたは無効が宣告された知的財産権について権利を主張する場合。

(五) 合理的な対価を提供することなく、取引相手先にそれとのクロスライセンスを要求する場合。

(六) 取引相手先による第三者との取引を強制または禁止するか、または取引相手先による第三者との取引の条件を制限する場合。

第十九条 知的財産権に係る差別待遇

知的財産権に係る取引において、市場支配的地位を有している経営者が、正当な理由なく、条件が実質的に同じである取引相手先に対して異なるライセンス条件を実施する場合、競争を排除・制限する可能性がある。経営者が実行している差別待遇が市場支配的地位の濫用行為を構成するかどうかを分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

(一) 関連知的財産権の使用範囲、異なる取引相手先が関連知的財産権を利用して提供する商品が代替関係にあるかなど、取引相手先の条件が実質的に同じかどうか。

(二) ライセンスの数量、地域、期限など、ライセンス条件が実質的に異なるかどうか。ライセンス契約の条項を分析する以外に、ライセンサーとライセンシーとの間で達成された他のビジネススケジュールがライセンス条件に与える影響についても総合的に考慮する必要がある。

(三) 当該差別待遇が、ライセンシーによる市場競争への参加に顕著な悪影響を及ぼすかどうか。

第四章 知的財産権に係る経営者集中

知的財産権に係る経営者集中は、一定の特殊性があり、主に経営者集中を構成する状況、審査時の考慮要素と制限的条件の付加などに現れている。知的財産権に係る経営者集中の審査には、『独占禁止法』第四章の規定を適用する。

第二十条 知的財産権に係る取引が経営者集中を構成し得る状況

経営者が、知的財産権に係る取引により、他の経営者への支配権を取得したり、他の経営者に決定的な影響を与えたりすることができる場合、経営者集中を構成する可能性がある。そのうち、知的財産権の譲渡またはライセンスが経営者集中を構成する状況を分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 知的財産権が独立した業務を構成するかどうか。
- (二) 知的財産権が前の会計年度において独立かつ計算可能な売上高を生じたかどうか。
- (三) 知的財産権のライセンスの方法および期限。

第二十一条 知的財産権に係る経営者集中の審査

知的財産権に係る手配が集中取引の実質的な構成部分であるか、または取引目的の実現に重要な意義がある場合には、経営者集中の審査過程において、『独占禁止法』第二十七条に規定する要素を考慮するとともに、知的財産権の特徴も考慮することとする。

第二十二条 知的財産権に係る制限的条件の種類

知的財産権に係る制限的条件には、構造的条件、行動的条件と総合的条件が含まれる。知的財産権に係る制限的条件を付加する場合、通常、個別具体的な状況に応じて、経営者集中が持っているまたは持ち得る競争を排除・制限する効果について、制限的条件の提案を評価してから、決定する。

第二十三条 知的財産権に係る構造的条件

経営者は知的財産権または知的財産権に係る業務を剥離する制限的条件を提案することができる。経営者は通常、知的財産権の譲渡先が必要な資源と能力を持っており、かつ剥離された知的財産権を使用したり、知的財産権に係る業務に従事したりすることで市場競争に参加する意思があることを確保する必要がある。市場の競争状況が影響を受けないように、剥離は有効、実行可能、適時なものでなければならない。

第二十四条 知的財産権に係る行動的条件

知的財産権に係る行動的条件は、個別具体的な状況に応じて確定され、制限的条件の提案は以下の内容に係る可能性がある。

- (一) 知的財産権のライセンス。
- (二) 知的財産権関連業務の独立運営を維持する。関連業務は一定の期間内において有効な競争を行う条件を備えるべきである。
- (三) 経営者に特許ライセンスを実施する際に公平、合理、無差別義務を遵守し、抱き合わせ販売を行わないよう要求するなど、知的財産権のライセンス条件を制約する。経営者は通常、具体的な手配によって当該義務の遵守を確保する必要がある。
- (四) 合理的なロイヤリティを徴収する。経営者は通常、ロイヤリティ比率の算出方法、

ロイヤリティの支払い方法、公平な交渉条件および機会などを詳細に説明すべきである。

第二十五条 知的財産権に係る総合的条件

経営者は構造的条件と行動的条件を組み合わせ、知的財産権に係る総合的な制限的条件を提案することができる。

第五章 知的財産権に係るその他の状況

いくつかの知的財産権に係る状況は異なる種類の独占行為を構成する可能性があり、また、特定の主体に係る可能性もあることから、個別具体的な状況に応じて分析を行い、『独占禁止法』の関連規定を適用することができる。

第二十六条 パテントプール

パテントプールとは、2つ以上の経営者が共同してそれぞれの特許をパテントプールメンバーまたは第三者にライセンスすることをいう。パテントプールの各当事者は、通常、パテントプールメンバーまたは独立した第三者にパテントプールの管理を委託する。パテントプールの具体的な運営方法には、合意形成、会社または他の実体の設立などが含まれる。

パテントプールは、通常、取引コストを低減し、ライセンス効率を向上させることができ、競争を促進する効果がある。一方、パテントプールは競争を排除・制限する可能性もある。具体的に分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

(一) 関連市場における経営者の市場シェアおよび市場に対する支配力。

(二) パテントプールにおける特許が代替関係にある技術に係るかどうか。

(三) パテントプールメンバーの単独での対外的な特許または研究開発技術ライセンスを制限するかどうか。

(四) 経営者がパテントプールを通じて商品価格、生産量などの情報を交換するかどうか。

(五) 経営者がパテントプールを通じてクロスライセンス、独占的グラントバックまたは排他的グラントバックを行い、不競争義務条項を締結し、およびその他の制限などを実施するかどうか。

(六) 経営者がパテントプールを通じて特許を不公平な高値でライセンスし、抱き合わせ販売を行い、不合理な取引条件を付加し、または差別的待遇などを実施するかどうか。

第二十七条 標準必須特許に係る特殊な問題

標準必須特許とは、ある標準を実施するために必要不可欠な特許をいう。標準必須特許を有する経営者が市場支配的地位を持っているかどうかを認定するにあたっては、本ガイドライン第十四条に基づいて分析をすべきである。また、同時に以下の要素を考慮することができる。

(一) 標準の市場価値、応用範囲、程度。

(二) 代替関係にある標準または技術が存在するかどうか。代替関係にある標準または技術を使用する可能性および転換コストも含む。

(三) 関連標準に対する業界の依存度。

(四) 関連標準の進化状況と互換性。

(五) 標準に組み込まれた関連技術が代替される可能性。

市場支配的地位を持っている標準必須特許権者が、裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定または決定を下すよう請求することによって、ライセンスにその提案した不公平で高価なロイヤリティまたはその他の不合理なライセンス条件の受け入れを迫った場合には、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際には、以下の要素を考慮することができる。

(一) 交渉過程において交渉双方が行った行動および表した真の意思。

(二) 関連標準必須特許が負担する関連約束。

(三) 交渉過程において交渉双方が提案したライセンス条件。

(四) 裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定または決定を下すかまたは発行するよう請求することが、ライセンス交渉に与える影響。

(五) 裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定または決定を下すかまたは発行するよう請求することで、川下市場の競争と消費者の利益に与える影響。

第二十八条 著作権の集団管理

著作権の集団管理は通常、個々の著作権者の権利の行使に有利であり、個人による権利擁護やユーザによる権利取得のコストを低減し、著作物の伝播や著作権の保護を促進することができる。しかし、著作権の集団管理組織は、活動を展開する過程で、知的財産権を濫用して競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析するにあたっては、行為の特徴や表現形式に基づいて、構成し得る独占行為を認定し、関連要素を分析することができる。

出所：《2019年反壟断規章和指南汇编》を基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこののではないことを予めご了承ください。